

(厚生労働委員会)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 戦没者等の遺族に対する援護の措置

一 平成二十七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十五万円、五年償還の国債を支給する。

二 平成三十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十五万円、五年償還の国債を支給する。

第二 施行期日等

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一の二については、平成三十二年四月一日から施行する。

二 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定める。